



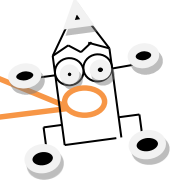
認定調査とつきクン通信 (H27第6号)

(H27年度は評価軸(3軸)「能力・介助の方法・有無」の再確認で通信内容を作成します)

2-11 ズボン等の着脱「介助の方法」

質問

次のうち、ズボン等の着脱の介助として評価されるものはどれですか。
(ただし、不適切な状況にはないものとします。)



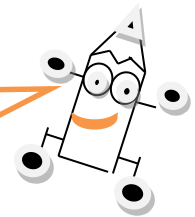
1. 衣服の準備
2. 衣服の手渡し
3. 常時の付添いの必要がある「見守り」

介助の方法だから、衣服を手渡しすることは、介助として評価できるでしょ？ 正解は**2**番



解説「ズボンの着脱の定義」

常時の付添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」等が行われている場合は、**見守り等**を選択します。
時候にあった衣服の選択、衣服の準備、手渡し等、着脱までの行為は含みません。



解説からすると……正解は、**3**番ね。
着脱までの行為は介助の方法に入らないってことね。



お願い

よく特記に「介護者が全介助している・一部介助している」とだけ書かれているけど、調査時間き取ったこと(具体的に介助の内容)を書いてね。

特記例「着脱は自力で介助なしで行うが、着る順番が分からず一枚ずつ声かけ・指示を行っている」見守り

「ズボンに足を通す介助はするが、ズボンの上げ下げは自分で行う」一部介助

「ズボンに足を通す事から上げ下げも全て介護者が介助する」全介助

調査票が提出期限までに提出できない場合は、認定係まで電話で連絡してね。

介助の方法だから何を介助しているか具体的に書くね。

